

(案)

1 2 原委第 3 6 号  
平成 1 2 年 3 月 7 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設備変更（1号及び  
2号炉使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

平成 1 2 年 2 月 1 7 日付け平成 11・12・15 資第 7 号をもって諮問のあった標記の件に係  
る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 6 条第 4 項において準用  
する同法第 2 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）  
に規定する基準の適用については妥当なものと認める。